

○碓井委員長 それでは、時間が参りましたので、第5回「専門小委員会」を始めさせていただきます。

本日御多忙の中、黄川田総務副大臣に御出席いただいております。

開会に当たりまして、黄川田総務副大臣にごあいさつをお願いしたいと存じます。

○黄川田副大臣 改めまして一言ごあいさつをさせていただきたいと思います。

まずもって地方制度調査会の委員に就任されて、さまざまな御意見をいただいております皆さんに心から感謝申し上げます。特に公私多忙のところをこうやって出席いただいていることに対しましても、心から感謝申し上げます。

畔柳副会長には今朝もお会いしてさまざま御指導いただいたところでもあります。そういう中で、さまざまな課題と申しますか、地方議会の二元性の関係があったり、会期の問題あるいは住民自治の中でどうやって住民の声を生かしていくとか、本当にさまざまな課題があるところでもあります。

総務省としても一つひとつ解決するというので、地方自治法の一部改正ということで案を皆さんにお示しして、さまざまな意見を吸収して、地域主権改革、その最前線でもって首長さんたちが頑張れるように、また議会も活性化するように、いろんなアイデアを出していただきたいと思います。

昨日は大阪の方でも選挙がありましたし、今回は動いておりますけれども、大都市の制度と申しますか、さまざま新たな課題が出てきております。平成の合併が終わって基礎的自治体の在り方を終えた後、370万の横浜市あるいは200人弱の青ヶ島村とか、基礎的自治体はさまざまあります。

もっと言えば、私も被災地の人間でありますので、広域の連携と申しますか、一旦事があったときに自治体同士の連携またその形等々さまざまあると思います。いずれ皆様方、その場所、場所でいろんな意見をお持ちでしょうから、どんどん出していただいて、地方自治が更に発展することを私も望みますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

黄川田総務副大臣におかれましては、公務のため、ここで御退席されます。

(黄川田副大臣退室)

(報道関係者退室)

○碓井委員長 本日は、前回の「地方自治法改正案に関する意見（骨子）（たたき台）」についての意見交換を踏まえまして、「地方自治法改正案に関する意見（案）」という形で事務局に指示いたしまして作成いただきましたので、地方六団体の皆様に御出席いただいた上で、小委員会として「地方自治法改正案に関する意見（案）」をとりまとめてまいりたいと考えております。

まず、本日御出席をいただいております地方六団体の皆様を御紹介いたします。

全国知事会の石井委員（岡山県知事）でございます。

全国都道府県議会議長会の山本委員（三重県議会議長）でございます。

全国市議会議長会の関谷委員（山口県下関市議会議長）でございます。

全国町村会副会長の白石勝也愛媛県松前町長でございます。

全国町村議会議長会の高橋委員（群馬県榛東村議会議長）でございます。

なお、全国市長会の森委員（新潟県長岡市長）におかれましては、本日は公務により欠席されております。

それでは、早速でございますが、「地方自治法改正案に関する意見（案）」につきまして、事務局から朗読をお願いいたします。

山崎行政課長さん、お願いいたします。

○山崎行政課長 それでは、朗読をさせていただきます。

地方自治法改正案に関する意見（案）

当調査会は、総務省が第177回国会提出に向けて検討してきた地方自治法改正案（以下「原案」という。）について、総務大臣の要請を受けて本年8月以降審議してきた。

当調査会として、原案のうち地方六団体との間で特に議論となっている事項について、地方六団体の代表とも意見交換を重ね慎重に審議した結果、以下のとおり意見をとりまとめた。

1 地方議会の会期

議会が、地方公共団体の意思を決定する機関として適切な役割を果たすためには、多様な住民の意見を反映し集約する機能を果たすことが期待されている。

このような観点から、なるべく幅広い層の住民が議会の議員として参画できるような環境を整備するとともに住民が議会の審議自体に主体的に参加できるような仕組みが参加できるような仕組みも必要である。

このためには、議会制度のあり方にとどまらず、より幅広い層の住民が政治に参加できるようにする観点から労働法制を見直したり幅広い層の住民が議員となって活動することを可能とするような議会運営の仕組みを導入したりするなど様々な方策を多面的に講じていくことが必要であると考えられる。

原案は、現行の定例会と臨時会によって構成された議会運営の方式に加え、通年を会期とすることを選択できるようにするものである。この方式を選択し定例日を条例で定めて予見可能性のある形で定期的に会議を開くこととすることによってこれまでとは異なる議会運営の方式が可能となる。

この方式を選択する途を開くことによって、議会運営の方式の選択肢が広がるのみならず、より幅広い層の住民が議員として参画し易くなることにつながるものと考えられ、その制度を図るべきである。

原案は、会期の始期を1月に限定することとしているが、例えば議会の議員選挙後から

会期を開始する場合等も想定されることから、必ずしもこれに限定する必要はなく、会期の始期は条例に委ねることとすべきである。

また、原案は、条例で毎月1日以上 の定例日を定めることとしているが、地方公共団体の自主性を尊重する観点から、会議の日については必ずしも毎月1日以上と限定する必要はないものと考えられる。この場合において今回の制度改正の趣旨が現行の定例会・臨時会とは異なる議会運営の方式を導入することであり、住民にとって予見可能性のある形で会議が開かれるようにするものであることを踏まえて、条例で定例日を定めることとすべきである。

通年の会期を選択した場合、議会の会議は定例日及び議長が必要と認めた日に開かれることとなる。このため、原案は、長等の議会への出席義務について、定例日及び議案が審議される日に限定することとしているが、地方公共団体を代表する立場にある長の円滑な職務遂行に配慮し、一定の手続を経た場合にも長等の出席義務を免除することができるようにすべきである。

2 専決処分

専決処分は、真にやむを得ない場合に議会の権限に属する事項を長が代わって行う、いわば補充的な手段を定めた制度であり、運用にあたって制度の趣旨を逸脱することがないように、平成18年にその要件が明確化されたところである。

現行制度においては、長の行った専決処分に対し議会がこれを不承認とした場合については、その処分の効力に影響は生じず長は政治的責任のみ負うこととなっている。しかしながら、このうち条例と予算は議会の最も基本的な権限であり、これらの専決処分が不承認となった場合について何らの法的効果も生じないとされている現行制度は、そのあり方に問題が残されているものと考えられる。

議会の不承認に何らかの法的効果を生じさせる制度を導入するにあたって、議会が不承認とした場合、当該専決処分についてはその時点から将来に向かって法的な効力を失わせるという制度も考えられるが、一方で円滑で安定的な行政運営や既に形成された法律関係等による利害関係者等に生じる影響等を考えれば、慎重に検討する必要があるものと考えられる。

原案は、専決処分の効力そのものには影響を与えず長に対して将来に向かって一定の措置をとることを義務付けるものであって、専決処分によって既に生じた法律関係にも配慮されており、その制度化を図るべきである。

長のとる措置の内容については、議会が不承認とした趣旨を踏まえ補正予算や条例改正案の提出及び予算の未執行部分の執行停止を行うことが基本となるものと考えられるが、これら以外にも長が議会や住民に対して専決処分の考え方について説明責任を果たす観点から必要な対応を行うこともこの措置に含まれることとすべきである。

条例は基本的には議会も提案することは可能であるため、条例の専決処分の不承認に

については庁の措置義務の対象から除外するという事も考えられるが、長が行った専決処分に対し議会で不承認とされた以上、専決処分を行った長が自ら当該条例について検討を加えるべきである。

3 直接請求制度

(1) 解散・解職の請求に必要な署名数要件等

直接請求制度は、地方自治制度に特徴な住民の権利として位置づけられており、どの地方公共団体においても必要な場合には有効に機能するようにしておくことが望ましい。

直接請求のうち、議会の解散及び議員、長又は主要公務員の解職の請求については、特に人口が多い地方公共団体において必要な署名の収集が事実上困難であることから、平成 14 年改正により有権者数 40 万超の部分について署名数要件が 1/3 から 1/6 に緩和された。しかしながら、この改正後においても都道府県や政令指定都市で請求が成立したのは 1 件のみであり、依然として人口が多い団体では機能しにくい状況にある。

長と議会の対立が深刻化したときなどには、住民の主体的な行動により事態を打開するような途が実質的に開かれた状態にしておくことが必要であると考えられる。

このような見地から、都道府県や政令指定都市等一定規模以上の有権者数を有する地方公共団体については、有権者数や住民の投票数の実態等も踏まえて署名数要件を見直すべきである。

署名収集期間については、現行制度では都道府県 2 ヶ月、市町村 1 ヶ月となっているが、政令指定都市には県よりも人口が多い市もあることを踏まえると、その署名収集期間について都道府県と同様に 2 ヶ月に延長すべきである。

(2) 条例の制定・改廃の請求対象

直接請求のうち条例の制定・改廃請求の対象については、地方自治法制定時（昭和 22 年）にはその対象の制限はなかったが、昭和 23 年の改正によって地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例が除外された。

この改正は、地方自治法制定直後（昭和 22 年 5 月 3 日）から昭和 23 年改正の施行日直前（昭和 23 年 7 月 31 日）までの間、電気ガス税を中心と他紙地方税の減税を求める税条例の改正要求が多数行われ、そのほとんどが否決されたこと等の事情を踏まえて行われたものである。

しかしながら、地方税をはじめとする地方公共団体の収入に関する事項について住民の意思が適確に反映されることは、住民自治の観点から極めて重要である。

昭和 22 年当時は、いまだ戦後まもない時期であり住民の経済状況も極度に逼迫していた事情もあってこのような改正が行われたものと考えられるが、経済状況も大きく変化した今日、本来あるべき姿に立ち戻り、住民自治の充実・強化の観点から地方税に関

する事項を条例制定・改廃請求の対象とすることを基本とすべきである。

住民に身近な使用料の手数料などについて直接請求の対象から除外されていることにより、受益と負担の関係について住民自らが真剣に議論する契機が失われている除隊にあるとも考えられる。

直接請求が成立した場合においても、実際に条例の制定・改廃が行われるためには議会の議決が必要であり、最終的な判断は議会に委ねられている。地方税等に係る住民からの提案について議会が真剣な審議を行うことは議会の活性化にも資するものであり、この点からも地方税等に関する事項を直接請求の対象とすることについては意義があるものと考えられる。

地方税等に関する事項を直接請求の対象とするにあたっては、長年、地方税等に係る条例が直接請求の対象とされてこなかったこと等を踏まえ、当面は、地方税全てを対象とするのではなく一部の税目に限定したり、50分の1となっている署名数要件を地方税等については引き上げたりするといった方策をとることも考えられる。また、直接請求の対象となる地方税等の収入の増減に見合う歳出を明らかにした上で議会で審議することが必要であるという指摘もある。

一方、地方税等に関する事項を直接請求の対象とするにあたっては、地方公共団体の財政運営に与える影響や地方財政の極めて厳しい現状等への考慮も必要であり、現在、ギリシアの財政危機に端を発した世界経済の不安定な状況が続いていることや我が国において社会保障・税一体改革についての議論が進められていることを踏まえれば、時期については、今後の経済状況の推移や改革の実施状況等を十分見極めて検討する必要がある。

以上を踏まえ、対象とする地方税の内容、署名数の要件のあり方実施時期等について十分検討を加えた上で制度化を図るべきである。

4 大規模な公の施設の設置に係る住民投票制度

我が国の地方自治制度の基本は代表民主制であり、住民の選挙を通じて選ばれた長や議会がまず、住民の意思を反映する役割を果たすことが前提である。

一方、地方公共団体の行政運営に対する住民の信頼の確保や住民の参加の観点等から、各地方公共団体においては現在も色々な住民意思の把握手法が活用されており、条例に基づく諮問的な住民投票についてもこれまで様々な形で実施されている。

このような状況を踏まえ、代表民主制を補完する制度の一つとして、住民投票制度を法制化し、投票によって示された住民の意思に地方公共団体が法的に拘束される制度の導入について途を開くことは、多様な住民ニーズをより適切に地方公共団体の行政運営に反映されるための有益な試みであると考えられる。

制度化にあたっては、地方公共団体の自主的な判断を尊重する観点から制度の導入を一律に義務付けるのではなく、条例で選択する仕組みとすべきであり、長及び議会が適

切な情報を住民に積極的に提供し住民が十分な情報を得た上で投票を行うことができるような仕組みとすべきである。

原案は、受益と負担の関係や将来世代への負担のあり方について住民の関心が高いことを踏まえ、住民が直接利用する中核的な行政サービスである大規模な公の施設の設置に住民投票の対象を限定することとしており、当該施設の設置について、条例を制定することによって住民投票の対象とすることを可能とするものである。

住民投票に至る手続きについては、長が施設の目的、委員長、予定事業費及び財源を明らかにした上で、その設置について議会に承認を求め議会の承認が得られた場合に限って住民投票を実施することとしており、議会審議等を通じてその対象に係る必要な情報や論点が住民に明らかになるという効果も期待できる。このことは、あわせて代表民主制にも配慮し工夫された案になっているものと考えられる。

しかしながら、住民投票の対象については、原案の大規模な公の施設の設置以外にも市町村の廃置分合や長と議会が対立した案件等を対象とすることも考えられる。また、住民投票の効果については、その拘束力が及ぶ期間のあり方についても検討する必要がある。

さらに、住民投票に至るまでのプロセスについては、原案のように長と議会が承認したものを住民投票にかけるという仕組みでは、長や議会の側に住民投票を導入しようとする動機が働かないのではないかと考えられる。

このようなことを踏まえると、拘束的住民投票制度の導入は、住民自治の充実の観点から意義を有すると考えられるものの、住民投票を実施する場合の対象の在り方や要件等について更に詰めるべき論点があることから、引き続き検討すべきである。

5 一部事務組合等

平成の合併は平成 22 年 3 月末までで一区切りとされたところであるが、基礎自治体への権限移譲の進展や複雑多様化する住民サービスへの対応などを考慮すれば、基礎自治体の行政基盤の強化は依然として必要である。

その取放として、市町村間での事務局の共同処理に係る広域連携の仕組みをより活用しやすいものにしていく必要があり、一部事務組合等についてもこのような観点から制度の見直しが必要である。

一部事務組合等からの脱退については、現行制度では、構成団体に脱退の意思があっても全構成団体の議会の議決を経て行う協議が整わなければ脱退できないこととされている。

そのため、一部事務組合等の設立後長期間経ったことによる事情変更などがあっても事務処理の枠組みを容易に変更できないという支障が生じることとなっており、このことが、新たに広域連携を活用することに踏み出すことに躊躇する一因にもなっているものと考えられる。

これらの事情を踏まえると、原案のように一部事務組合等からの脱退について予告を行うことで一定期間経過後に脱退を可能とする仕組みを導入すべきである。

制度化にあたっては、一部事務組合等の安定的な運営に影響が生じないようにするため、予告期間については、十分な期間を設けることが必要である。原案は2年という長期の期間をとることとしており、この点についても適切な配慮が行われているものと考えられる。

なお、一部事務組合等からの脱退については、これに伴う財産処分やその後の事務処理体制の構築などに課題があることから、これらの事項を構成団体で誠実に協議し予告期間内に適切な結論が得られるよう努力すべきである。

以上でございます。

○碓井委員長 ありがとうございます。ただいま事務局から朗読いただきました「地方自治法改正案に意見（案）」につきまして意見交換を行いたいと思いますが、本日欠席されておられます全国市長会の森委員より「地方自治法改正案に関する意見（骨子）（たたき台）に対する意見」として資料を提出いただいておりますので、机上配付をさせていただきます。

そこでまず初めに、全国市長会の提出資料の修正等意見の部分につきまして、事務局から朗読をお願いいたします。

山崎行政課長、お願いいたします。

○山崎行政課長 市長会からいただいております資料につきまして、時間の関係で理由等を省きまして意見等の部分だけ申し上げたいと思います。

「1. 条例の制定・改廃の請求対象の拡大」。修正等意見でございますが、次の2点を追加すること。

社会保障と税の一体改革における地方税財政の抜本改革、充実・強化が先決であり、また、復興税制について議論されている状況下において、今回、このような改正を行うことについては、時期尚早であること。

直接請求の対象となれば、地方税の減税等の要求が乱発される懸念や、政争の手段として使われる懸念があり、地方の行財政運営に大きな打撃を与え、住民サービスに影響を与える可能性があること。

最後の文章を「地方税財政の抜本改革、充実・強化等の動向を踏まえるとともに、対象とする地方税等の内容、署名数の要件のあり方、実施時期等について更につめるべき論点があることから、引き続き検討すべき。」と修文すること。

「2. 解散・解職の請求に必要な署名数要件の緩和」のところございまして、4つ目の文章を削除するか、もしくは「適切な見直し」の表現を削除し、文章の結びを「2ヶ月に延長するとするもの。」と修文することということでございます。

「3. 大規模な公の施設の設置に係る住民投票制度」。次の点を追加することということで、大規模な公の施設を住民投票の対象とした場合、設置場所や施設の目的、施設の規

模、建設費用など多様な論点がある中で、設置の是非のみを問う結果となり、果たして民意を的確に反映しているものであるのかを含め住民投票になじむのか、という意見があること。

「4. 地方議会の会期」につきまして、通年議会を選択した場合の長等の議会への出席義務については、これが過重なものとなれば行政執行に支障が生じることも考えられるので、出席義務のあり方については、過重なものにならないように十分配慮されたいということでございます。

○碓井委員長 ありがとうございます。繰り返し念を押させていただきますが、ただいまの全国市長会の御意見というのは、前回ここで審議の対象といたしましたたき台に関する御意見ということでございますので、お間違えのないようお願いいたします。

それでは、御意見等がございましたらお願いしたいと思います。やはり順を追って本日の資料「地方自治法改正案に関する意見（案）」のうちの「1 地方議会の会期」の箇所についてお願いいたします。

石井委員、どうぞ。

○石井委員（知事会） それでは、知事会を代表して参加させていただいておりますけれども、まず今回、提案いただきました意見（案）につきましては、全体として私ども従来からさまざまな意見を述べさせていただいておりますけれども、一定程度我々の考え方をくみ取っていただきまして、そういった面におきましては地方行政の実情に配慮された内容とある程度なっているということで、一定の評価をさせていただきたいと思っておりますが、ただ、まだ具体的な内容が明らかになっていないものとか、引き続き検討するというようなものもございますのでそういった立場から順次項目ごとにお話をさせていただきたいと思っております。

最初に、地方議会の会期ということだけについての議論ということでございますから、その点につきまして意見を述べさせていただきます。

まず、今回お示しいただきました意見（案）でございますが、私どもが主張しておりますとおりの、条例に委ねるとか、一定の手続によって長等の出席義務を免除といったようなことにつきまして、私どもの今までの意見に御配慮いただいているということでありまして、評価できると思っております。

ただ、長等の出席義務の免除に関わる手続の内容でございますが、これが明らかにされておられません。ある程度時間的な余裕を持って出席できないことを疎明しようという場合におきましても、例えば海外出張等ということになりますと、相手国との関係等もございまして、つまびらかにその理由を明らかにできないようなケースもあるところでございます。そういった点も配慮していただきながら、法律にこの点を規定される際には、その手続を要する時期とか、手続の要件等に更に工夫を加えるということを配慮していただきますればとお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○碓井委員長 ほかに御意見等ございますか。

白石町長さん、どうぞ。

○白石町長（町村会） 今、知事会の方からお話があったように、前回に比べて幾つか私どもの要望も入れられていることは私自身も評価したいと思います。文章の書き方で「幅広い層の住民が議会の議員として参画できるような環境整備」とあるが、これは労働法制の見直し等で、確かに今の地方の議員を見ると、なかなか一般のサラリーマンであるとか家庭の主婦など、そういった人が出にくいような状況であることは事実です。ただ、その後の文章で「住民が議会の審議自体に主体的に参加できるような仕組み」とあるが、これはどういう意味でしょうか。住民が議会の審議自体に主体的に参加できるというのはどういうことを言っていますか。

○碓井委員長 これは質問ということですか。

○白石町長（町村会） はい。

○碓井委員長 それでは、山崎課長、お願いします。

○山崎行政課長 この部分につきましては、今回議論にもなっていない部分もありますが、例えば本会議で公聴会を開けるようにするとか、いろんな議論に参画しやすいような制度を今回検討しておりますので、そこの部分の必要性に触れているということでございまして、今の直接会期の話に関係して入れているわけではございません。

前回議論がありましたように、委員会では公聴会を開けるとかというのが明文であったのですが、本会議でも開けるということをやっていると思っておりまして、このことについて触れておるわけでございます。

○碓井委員長 白石町長さん、今のところはこの文章だけからしますと、あたかも議員さんと同じように審議に参加するような誤解を与えるので、こういう懸念でございますか。

○白石町長（町村会） はい。

○碓井委員長 なるほど。問題の御指摘の趣旨はよくわかりました。ほかにありますか。どうぞ。

○白石町長（町村会） ここにありますようなあらかじめ定例日を条例で定めて云々と予見可能性のあるような形で定期的に関することになりますけれども、今、地方議会を開会する場合は大体事前に広報で周知をする等、いろんな形で周知はしている。ですから、そういう意味でこのようにしたから住民の云々ということにはならないのではないかと思う。これは住民の地方自治あるいは地方議会に対する意識の問題であり、別にこのように制度を変えたからすぐに住民の参加云々になるということにはならないかなと。

ただ、常に毎月開催するとか、毎月1日が議会ですということになればわかりやすくなると思うが、今のやり方でも決して住民に議会の期間が周知されていないわけではない。住民の意識がいかにか高まるかの問題だと思います。

○碓井委員長 ほかにいかがでございましょう。

山本委員、どうぞ。

○山本委員（県議会） 全国都道府県議長会です。

私が所属しております三重県議会は、平成 20 年 1 月から定例会の招集回数は年 4 回から 2 回にしております。このことによって、会期日数が従来の 100 日程度から 240 日の日数が確保できるということで、審議で十分に議論を展開できるというようなことになって、参考人の招致だとか、また公聴会を開催して県民等の意見を聞くことが容易になったということでございます。また、開会中の期間が長くなったということで弾力的な議会運営が可能になったということと、知事の専決処分は基本的になくなったというようなことでございます。

一方で、会期が長くなったということで執行部の負担が増えたのではないかとということが思われるかも知れませんが、三重県議会の場合には、出席を求める説明員の範囲について、審議内容に応じて説明員の出席を求めない、あるいは縮小するというような見直しを行ったところでございます。

具体的には、正副議長選挙や委員会の設置といった議会の構成等に関する審議を行う本会議には説明員の出席を求めないということや、定例会の開会日以外の時期に提出される議案の審議を行う本会議には、所管でない部局には説明員の出席を求めないというようなことにしたわけでございます。また、説明員の範囲についても、各部局、副部長等は説明員として出席を求めないというようなことでございます。委員会についても出席を求める執行部説明員の範囲につきましては、審査や調査内容に応じて必要最小限とするというように執行部に申し入れてきたところでございます。

また、招集日や会期等の議会の日程を決めるにあたっては、事前に執行部と調整を行うということもやっておりますし、6 月、12 月の議会運営委員会で向こう 1 年間の年間の行事予定を協議した上で決定して公表しているところでございます。

やむを得ず議事日程を変更する場合でも、関係機関と調整をするとともに、ホームページで県民の皆さんにお知らせをしておるところであります。三重県議会ではこういった取組みによって、執行部に過度の負担をかけることなく、二会期制を導入することができておりますし、それが現在に至っておるところでございます。

改正案に当たり、現行の定例会と臨時会による議会運営の方式に加えて、通年の会期とすることも選択できるようにすることで、地方議会が多様な住民の意見を集約して、地方公共団体の意思決定機関としての役割を一層果たすことができると認識しております。

先ほど知事会の方から海外出張等については云々という話がありましたが、海外出張の場合などは、急に来週、再来週に行かなければいけないということではなくて、もうあらかじめ、数か月も前から予定されているのではないかなと思いますので、それは議会との調整で十分に調整ができるとも考えておるところでございます。

以上です。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでございますでしょうか。

関谷委員、お願いします。

○関谷委員（市議会） 市議会議長会でございますが、地方議会の会期につきましては、通年会期制を選択した場合の会期の始期や定例日の設定において、原案と比べて更に地方の自主性を尊重するものと今回なっておりますので、この問題については異論ございません。

○碓井委員長 ほかにいかがでございますか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員（町村議） 全国町村議長会の高橋です。

まず、会期設定ですが、以前にも申し上げましたが、町村議会では全国 933 町村のうち、既に現行法の中でいわゆる通年議会として 10 を超える議会が存在し、柔軟な議会運営が行われています。そもそも会期については各議会において運営の基本となるものであり、条例や会議規則で定め、法律で事細かに規定する必要はないと考え、意見を申し上げてまいりました。

このたびの意見では、我々の主張を取り入れ、会期の始期を 1 月に限定せずに条例で委ねるとしたこと、会議の日については必ずしも毎月 1 日と限定せずに条例で定めることとされたことは大変評価できるところであります。

なお、長の議会の出席義務については、改革を進めているところでは長等の出席は必要最小限にとどめている事例が多く、決して長等に過重な負担を強いるところではありません。議会と長とが協議して適切に運営をされればよい問題であって、特にここであれこれ規定する必要はないと思っております。

また、地方議会の招集権に関する改正案では、議会から請求があっても長が議会を招集しない場合の対応策を提示しておりますが、今、申し上げた通年会期が実施され、任期を通し継続されるのであれば、長による議会の招集は当選後の初めての議会のみにも適用される制度であり、実質意味を持たなくなります。

本来、議会の招集は議会運営の一環であり、長がわざわざ議会を招集するやり方はまさに戦前の遺物と考えております。かねてより招集権は議長に付与すべきと訴えてまいりましたが、この際、招集については議会にすべて委ねる法改正をしていただくようお願い申し上げます。

○碓井委員長 今、それぞれの団体の皆様から御意見をいただいたところですが、私の受け止めたところ、議長会の皆様は推進して結構であると。ただ、石井委員から少し注文が付いた。白石町長さんからは、例えば予見可能性と言うけれども、現在でも相当うまくいっているのではないか。そこは余り急いではいけないと思うので、白石町長さんに伺いたいのですが、今も広報等によって予見可能性はそれなりに確保されているというのですが、条例に定めることによって予見可能性をこの案は高めると言っているわけですが、それに御反対という趣旨を含むものかどうかというのを確認させていただきたい。

○白石町長（町村会） 特に反対ということではありません。

○碓井委員長 ありがとうございます。

そうすると、私の受け止め方としては、いろいろ注文もありましたけれども、基本的にこの案の方向でとりまとめるということの合意が形成できるのではないかとこの受け止め方をしているのですが、ほかの委員の皆様からも御意見を伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。そういうことでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○碓井委員長 どうもありがとうございます。

先ほど石井委員から細切れにやるのかという御質問があって、全体の体裁はどうするのか、それは最後のまとめのところで伺わせていただくことにいたしまして、次は「2 専決処分」の項目に移らせていただきます。御意見等ありますか。

西尾会長、どうぞ。

○西尾会長 この件に関して皆様の御意見を伺う前に、この点に関しては事務局から補足的な説明をしておいていただきたいと思うことが1点ございます。

これは専決処分に関する文章の最後の部分。意見(案)で言いますとちょうど3ページの真ん中辺りにございますが、条例は基本的には議会も提案することが可能であるため、条例の専決処分の不承認については長の措置義務の対象から除外するということも考えられるが、長が行った専決処分に対し、議会で不承認とされた以上、専決処分を行った長が自ら当該条例について検討を加えるべきであるとなっています。

この点についてでございますけれども、皆様御記憶のとおり、知事会を始めといたしまして、理事者側を代表している3長会の方々は、条例については議会に提案権があるのだから対象から外していいのではないかとこの御意見が述べられました。そして、3議長会からは、その点について特に御異論はなかったと考えております。にもかかわらず、この意見(案)では最終的に条例が不承認にあったという場合についても、専決処分を行った長が自ら当該条例について検討を加えるべきであるという一応の結論にさせていただいているわけです。

これはそれなりにいろいろ細かく検討しました結果、実は条例と一口に申しましても、その中には予算や補正予算と同様に、その提案権が長に法律上専属させられているという種類の一群の条例があるわけでございます。その場合には、やはり補正予算の場合と同様のことがございまして、議会側には提案する資格が与えられていないという種類の条例がありますので、やはりこうせざるを得ないのではないかとこの判断をした次第であります。

ただ、この点については、専門小委員会の委員の方々からも格段御指摘がなかったものですから、突っ込んだ説明を受けたり、議論をしたりしていないので、にもかかわらずこういう結論にしたという点について、少し事務当局の方からこの機会ですからよく御説明いただいた方が六団体の方の御理解も得られると思いますし、この専門小委員会のメンバーの方々の納得も得られるのではないかと思う次第です。

○碓井委員長 それでは、行政課長さん、お願いします。

○山崎行政課長 今、御指摘をいただきました。実は条例ですと、すべて議会の側も提案

ができるという前提であれば、特段のことがなくても議会の側で条例の修正とか改正をすればいいという議論があるのでございますが、解釈としてずっと確定しておりますのが、例えば行政機関の設置条例とか、長の直近下位の内部設置、これは部とか局とかを置くための条例とか、職員の定数条例とか、予算に関係いたしますと、特別会計の設置条例とか、これは伝統的に議会の側で提案するのではなくて、長の側がどういうふうな部局を置くとか、定数を定めるかとか、特別会計を置くかという御判断があって、それを議会の側に可決いただくあるいは否決いただくという枠組みになっておりますので、こういった種類のものにつきまして専決処分が行われて、不承認になったときに、議会の側でこれについて御提案しようかというのは難しゅうございますので、この基本的にはということにはそういうことを含めておりまして、条例についても基本的に対応をしていただくようにしようというふうに考えた次第でございます。

以上でございます。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

そうしますと、ただいま西尾会長から御指摘されたような含みもあってこういう表現になっているのですが、このまま維持するのがよいか、多少何かを入れるべきかという私も小委員会の案としてまとめますので、その辺が課題として残るような気もしますが、西尾会長、特に御意見ありますか。

○西尾会長 それも1つの理由でこういうふうにしたわけですが、そういうことに限定するというようなことを更に書くか、そこはいろいろ御判断があるかと思います。

○碓井委員長 大変デリケートなことがらになりますが、ほかに御意見等。

では、斎藤委員、お願いします。

○斎藤委員 今の点につきましてですが、基本的には議会に条例提案権があるけれども、一定のものについて長の方に専属している。それについては私もそうだと思います。ただ、それを明文の範囲を超えて余りに広く解釈してしまうと問題だと思います。それでも議会に提案権がないものがあることは確かだと考えます。

なおかつ議会に提案権があるものについても、長の側で、ある政策を実施するために条例を提案して専決にした。それを議会の方で不承認にしたのですから、それは原提案の条例がこういうものであって、その不承認を踏まえるとうなるということを説明する責任は、そういう場合にも長あるいは長部局の方に残ると思いますので、議会に提案権のないものだけに絞ってというふうにするよりは、この原案のようにこの制度の対象になるものとして含むような形での文意でよろしいのではないかと考えます。

○碓井委員長 ありがとうございました。

そういう趣旨を含めて検討を加えるべきであるという非常に弾力的といいますか、含みのある表現にさせていただいているわけですが、よろしゅうございましょうか。ほかに御意見等ありましたら。

石井委員、どうぞ。

○石井委員（知事会） 基本的な方向性につきましては、これで私どもも理解をさせていただきますが、細かいところの意見で恐縮でございますが、従来から申し上げておりますとおり、下から2つ目のパラグラフでございます最後の説明責任を果たす観点から必要な対応を行うという点につきまして、その2行前が「基本となる」ということに対して必要な対応はこの措置に含まれるという表現になっておりますが、私どもとしてはもう並びといたしましょうか、並列的な位置づけに必要な対応というものがなってしまうべきではないかと考えておまして、若干の条文的な表現的なものになりますけれども、意見として御配慮をいただきますればと申し上げたいと思います。

以上です。

○碓井委員長 ほかにいかがでございましょうか。

そうしますと、余り急いではいけないのですが、この箇所も基本的に皆様の合意が形成されたと理解させていただいてよろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○碓井委員長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、3の「（1）解散・解職の請求に必要な署名数要件等」の項目について御意見等を承りたいと思います。いかがでございましょうか。

石井委員、どうぞ。

○石井委員（知事会） 済みません、たびたび地方側から意見ということで恐縮でございます。

私どもも今まで申し上げておりますとおり、基本的な考え方としては、政令改正で署名収集期間の延長をまずやっていただきまして、その運用状況を検証した上で、必要に応じ署名数要件のさらなる緩和を検討するということが基本ではないかということを改めて申し上げたいと思っております。

なお、その先の署名数要件についてでございますが、やはりこの間も申し上げましたとおり、要件を設定するに当たっては、地方選挙の実態等を踏まえた十分な根拠が必要。すなわちリコールは実質的な再選挙とも言えるものであるということから、そういった十分な根拠が必要ではないかと考えておりますので、改めて意見として申し添えさせていただきたいと思います。

以上です。

○碓井委員長 ほかにいかがでございましょうか。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 確認をさせていただきたいのですが、「有権者数や住民の投票数の実態等も踏まえて署名数要件を見直すべきである」と。ここは原案との関係が書かれていない最初の箇所なのですが、原案で出ていた数字は一旦離れてもう一度考える、と。その場合には、しかし、両方一遍にやるということを含意しているのですか。

○碓井委員長 では、山崎課長、お願いします。

○山崎行政課長 この間のいろんな御議論を踏まえまして、数についてやはり知事会の委員の方からも出ましたように、それぞれ実態上の根拠をもう少し踏まえるべきであるというお話がございましたので、私どもこの案をまとめました側としては、数字については実態上の根拠をしっかり見た上で更に詰めていきたいと考えております。ただ、実施時期は政令改正も法律改正も同じようにやっていきたいと考えてございます。

○碓井委員長 ほかにいかがございましょうか。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 「住民の投票数の実態等も踏まえ」ということですが、これは何をどういうふうに考慮するということになるのか。非常に嫌味な言い方を言いますと、例えば投票率はそもそも低いのである、では、住民の直接必要署名数のハードルだってもっと低くていいではないか、という議論だって不可能ではないですね。投票率をかき集めてそのうちの半分だけ取れば当選できる。議員さんならもっと低くても当選できる、こういうようなことならもっと低くていいではないかということだって嫌味な言い方をすれば不可能ではない。住民の投票等の実態というのは具体的に何を考えてどういうふうに考慮しろということになるのでしょうか。

○碓井委員長 行政課長、またお願いしましょうか。

○山崎行政課長 これも前々回の御指摘を踏まえているわけでございますが、やはり数字を設定するとき、最近の選挙についてどういうふうな投票率、絶対得票数があるかという御指摘もありました。有権者数が例えばどれぐらいのところからこういうふうな制度が使いにくくなっているかという議論もございました。こういった地方制度調査会における御指摘を踏まえて、数字についてどこからどういうふうにするかというある程度の結論を得たいと思っております。

そういった意味で、私ども制度化する方に注文を付けてある文章だと理解して書かせていただいています。

○碓井委員長 太田委員、よろしゅうございますか。

○太田委員 一応、それでは、確認ですが、まず細かい数を見直すという結論については私も異論は申しません。住民の投票数の実態等も踏まえてというのも、とにかくこれは見えるが、考慮する方向は決まっていないという理解で構わなければ私はそれで賛成いたします。

○碓井委員長 ですから、ここは非常にオープンな面が多いということになりますね。行政に投げかけているということかと思えます。

ほかにいかがでございましょうか。そうすると、この箇所は今いろいろ御意見も出たのですが、この箇所もおよそ合意が形成されたと理解してよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○碓井委員長 どうもありがとうございます。

では、次に3の「(2) 条例の制定・改廃の請求対象」という項目について御意見等を

お願いいたします。

白石町長さん、どうぞ。

○白石町長（町村会） 直接請求の問題については、特に税等は住民が経済負担を下げたいため、やはり減税してほしいという気持ちがある。今、盛んに消費税の増税論議がされているが、基本的には住民は税金は安い方がいいだろうと思っていると思う。

そういう意味で減税を求めるような直接請求が出たときに、これがどういうふうになるか。特に意見案では性格が異なると考えられる使用料や手数料等地方税を同列に扱っていること、また一部の税目に限定して制度化する方策について言及しておりますが、この「一部の税目」が一体何を指しているのか、これが明確になっていないこと、投票で意思が示せない、例えば法人の住民税、こういったものが増税の対象にされはしないかということへの対応、あるいは固定資産税のようにも特例措置が複雑なものについて、減税の直接請求の内容をどのように把握するのか不明であること、もし減税の直接請求が通って減収の影響が出た場合にそれはどういうふうに試算をするのか、あるいは対応案をだれが考えるのか、こういったことが明確になっていないこと、署名数の要件、実施時期を判断する具体的な前提条件が示されていないことなど更に議論を深めていただいて、多角的に検討する必要がある点が多くあると思いますので、現段階で「制度化を図るべき」ということについては町村会としては反対です。

○碓井委員長 ただいま白石町長さんから御指摘いただいた点は、これまでの小委員会での議論でほぼ出てきている論点も含まれているのですが、これは最後の箇所を私どもがどう理解して案を完成させるかによるのですが、直ちにやれというときには例えば今の一部の税目は一体なんだというのを相当程度合意を形成しなければならないのですが、この辺りについて何か御意見がありましたらお願いいたします。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 文言の確認ですが、「十分検討を加えた上で制度化を図るべきである」というのは、制度化をする方向であって引き延ばしは認めないという趣旨で理解していいのですね。したがって、町村会との間には対立点はあるという理解は正しいのですね。

○碓井委員長 山崎課長、どうぞ。

○山崎行政課長 前回のたたき台、骨子からこの文言、2行は全く変えておりませんので、御説明申し上げましたように、こういういろいろ課題はあるのだけれども、制度化はやるという趣旨で書いてございます。

○碓井委員長 ほかにどうでしょうか。

どうぞ。

○石井委員（知事会） だとしますと意見を申し述べなければいけないと思うのですが、まず評価できることは対象税目の限定あるいは署名数要件の引き上げ、実施時期等十分検討を加える。このような方向性につきましては評価をさせていただきたいと思いますが、一番大事なことは実施時期でありまして、現下、社会保障・税の一体改革は議論が確かに

スタートしているわけですが、それがどのような形になるかということもまだはっきり形も出ていないし、実施されるかどうかについても現時点ではまだ不透明だと思っております。

したがって、下から3行目、改革の実施状況等を十分踏まえて検討するというようなことは、この表現だけですと私どもとしては大いに疑問があると言わざるを得ないと思うのですが、もっとはっきり申し上げれば、このように記述してほしいと思うのです。実施時期につきましては、地方分権の進展により国から税財源が大幅に移譲され、地方税中心の財政運営が可能となり、更に課税自主権の充実が実現するなど、こういった客観情勢が整うということ。これが大切だと、これを我々としては一番の重要な条件だと考えております。こういったことが成し遂げられた上で制度化というような手順になるのではないかと考えておまして、この点を強く主張させていただきたいと思っております。

○碓井委員長 現在、税・社会保障、すべて流動的な状況の中で、この問題を私たちはどう受け止めてこの段階で案をつくるかという重要な選択を今日迫られているわけですが、ほかに御意見はございますか。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 私は個人的にはこの原案を維持するべきだと思います。地方分権ないし地方税財源の充実ができれば多少削ってもよいという問題では恐らくないと思います。地方公共団体にせよ国にせよ、税収が余って左団扇でやりたい放題になるということは今後もないし、本来あってはいけないことです。必要最低限のもので必要な行政サービスを提供するだけの存在でしかないわけです。

したがって、常に足りなさそうな中で、しかし、何を削れてあるいはどこから取ってくるかという決断をしていかないといけない。それが住民自治によって行われる以上、初めからそれを外しておくという選択はないだろうと思います。時期の問題についてはおっしゃるとおり、なお考える余地がある。細かい品目についても確におっしゃるとおり、要するに非住民にだけかけてみんなハッピーなような顔をするというようなことを避けるために、まずは住民が負担する、住民にかかる税目だけからスタートする、こういうことは考えられていいだろうと思います。したがって、私は、以上のこの原案を維持するべきであると考えます。

○碓井委員長 ほかにいかがでしょう。

辻委員、どうぞ。

○辻委員 私の方もこれまで意見を述べていますので、新しい論点ということではないのですが、やはり私が一番表記上気になるのは、3番のところは十分検討を加えた上で制度化を図るものと書いてあって、4番目のところが引き続き検討すべきであるということで、明らかにニュアンスが違っているということです。私は3番の記述を見ても4番の記述を見ても、それぞれ検討すべきであることは指摘されておまして、この中身を見たときに、3番の方だけ制度化を図るべきとなぜ言い切れるのかというのが正直言ってよくわからな

い気がします。

住民自治を強化していくというのは私も賛成ですが、結局、今回この書き分けの仕方をしますと、どちらかというと歳出抑制につながる4番のところは検討にとどまり、歳入削減に利すると思われる3番の方が早期に制度化をすべきであるということになるわけですね。

これは先ほどから言われているタイミングの問題でもあるのですが、これだけ国を挙げて歳入歳出ギャップの解消ということが言われている中で、要するに歳入カットに利する部分だけ先に制度化を図って、歳出抑制にかかる部分は検討にとどめるというのは、いかにも全体のメッセージとしてはミスリーディングではないかと思います。

この3番の方についても実施するに当たってはいろいろ検討すべき課題は種々出ていますので、表現上はやはり少なくとも市長会が言っているように検討すべきであるという語尾にするのがこの文章から見ても自然なところではないかと思います。

以上です。

○碓井委員長 ほかに御意見等ございますか。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 私は、辻委員の意見に対して、そうは思いません。

まず、原則の問題が違うだろうと思います。税金というものは必要もないのに取れるものではないということが大原則であるので、原則としてはまずそちらを制度化する、その調整問題であるということによろしいかと思います。

直接請求制度がそもそもある、これも原則は確立しているわけです。したがって、そうすると、制度化を図る際の調整問題はあってもいいが、制度化をしないという選択肢はないという態度はとつても構わないと思います。そこは公の施設の設置で議会と長が個々の案件について同意してきたものを住民に更に諮るというのとは違うだろうと思います。

○碓井委員長 原則と例外の関係の整理をされた御意見があったかと思いますが、ほかにいかがでございましょうか。

斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 私も表現上は3と4で違いがあって、3の方は主として時期の問題があるのでそこを解消するまでの細部の問題がある。4についてはもう少し幅広くということで、私は4についても多少異論は持っておりますが、3について時期の問題ということで明示して、それが解消されれば導入すべきものだという意味で、原案で賛成いたします。それは直接請求制度の存在、受益と負担について住民自身が考えるべきだと。ですから、減税しか出てこないというのは偏った認識ではないかと考えます。

○碓井委員長 江藤委員、どうぞ。

○江藤委員 私もこの原案について賛成なのですが、3と4についての違いというのは今まで言われているように、4の方はいろいろ議論もあったので少し慎重に引き続きという、そこも私は異論があるところですけども、それはそれで。3については、原則やるので

すよというところの確認だと思っています。

先ほどから出ていますけれども、税財源の安定とかという話ではなくて、時期的に若干少し議論する余地があるからということで、原則は受益と負担の議論からなぜ直接請求の括弧書きを今まで入れているかどうかのところの議論が根幹なのではないでしょうか。

減税だけの要望が出るかどうかというのは本当に確定できるかどうかということも、例えば法定外の目的税の要望だってたくさん出てくるわけですから、減税だけというふうにはならないのではないかと思います。現実は今直接請求だけではなくて選挙のときにも減税要望を出している候補者が当選する場合だってある。今、そうした住民から選出された皆さんは理性的に考えられていると思います。住民自身もしっかりとそれは判断しているという確認が取れるのではないかと。だから、直接請求に対して減税しか考えていない。これは住民に対して私は失礼な言い方だと思っています。

今の議論からすると、歳入と歳出の議論というのはありましたけれども、歳出のところの議論というのは法的拘束力がある話なのです。今回の場合は提案をしているだけの話で決定しているわけではありません。議会がしっかりとそこでいろんな状況を踏まえて議論するということですから、歳入と歳出について、そういう議論についてなじまないのではないかとと思っています。

したがって、原則この文章に賛成です。

○碓井委員長 先ほどこちらでどなたか手が挙がりましたか。大丈夫でしたか。

御意見がたくさん出ていますが、そうしますと、いろいろな意見があることは、原則はここに書いてあるように制度化を図るとというのが最後に書いてある。しかし、特に実施時期、対象とする地方税の内容、ですから、対象税目と言っていいでしょうか、署名数要件、実施時期等について、その際には十分検討を加えるということ、この案で今日の皆様に御審議をお願いしている案になっているわけですが、それに対して先ほど来、もう一度反論をさせていただいてまとめられるものならばまとめたいのですが、いかがでしょう。

では、辻委員、どうぞ。

○辻委員 原則として、議論して十分検討して制度化すると記述するのはいいのですが、一番気になるのは、実施時期等について十分検討を加えた上でというのは、実際にはどのぐらい時間をかけて検討するかということです。

これは十分長く検討してもらえればこれらの部分について十分検討できるから、言っていることはそんなに矛盾しないかもしれませんが、実施時期等について十分検討を加えてというのは、半年間だとか3か月間だとか、そのぐらいの範囲で検討したということであれば随分実態的に検討のイメージが変わると思うのです。原案を考えている段階で実施時期等について十分検討を加えたというのは、事務局としてはどのぐらいの期間を想定しているのかと。全く想定しないのかと。結論が出るまで検討してもらえるのかと。そのことについて御説明いただければと思います。

○碓井委員長 私から質問ですが、つまり、実施時期をいつにするかという選択はいろいろ

ろあり得ますね。しかし、制度化を図るのに検討する期間をどのくらいに想定するかはまた別問題ですね。そういう一応区分をした上で行政課長お願いします。

○山崎行政課長 私どもとしては、さきの通常国会に出そうとした法案ですので、次の通常国会に出せるように検討するということが大事かなと思っておりました。十分検討はするという前提でそういうふうなことを意図して書いているということです。

○碓井委員長 ということは、来年1月に招集される通常国会中という想定。

どうぞ。

○西尾会長 今、碓井委員長が整理された2つの時期の問題の制度化を図るまでの時期の話ですね。実施時期の話は答えてはいないです。

○碓井委員長 石井委員、どうぞ。

○石井委員（知事会） 今の行政課長さんの説明ですと私たちは納得することはできません。制度化ということですから、実施時期が一番。制度化についての表現はいろいろ議論されて、その方向性は我々としても理解するとしても、実施時期はもう今の地方税財政をとりまく現状の厳しさからすると到底その時期ではないと思います。来年の通常国会、地方交付税等は更に厳しくなるという予想がある中で、時期は全くそういう意味では適当ではないと思います。

○碓井委員長 私はお願いしてこの案をつくってもらったわけですが、私の理解としても、実施時期についてすぐにということを想定しているとは読んでおりません。これは畔柳副会長さんからも前に御意見いただきました。そういう御意見を十分に踏まえてこの案はつくってもらったわけでありますから、どの程度と言われると困りますが、その点は相当含みのある実施時期と御理解いただいた方がよろしいかと思いますが、ほかに御意見ございますか。

白石町長、どうぞ。

○白石町長（町村会） 確かに実施時期は非常に問題であります。やはり今のような政治の状況などを見ますと、地方でも例えば減税などという声を上げると、内容がよくわからなくてもすっと流れるという傾向がある。そのようなときに乱発されると、なかなか地方の今の厳しい状況では、地方は乗り切っていけない。そういうことを考えると、まだまだもっといろんな内容を検討した上で更にどうするかを決めていただきたい。制度化すること自体も私はもっと先に延ばすべきだと思います。

○碓井委員長 ほかにいかがですか。

私が発言するのは差し支えるべきですが、既に太田委員辺りから出ていた意見かもしれませんが、地方自治も失敗することはあり得ますね。住民の選択がまずい、つまり、好ましくない議員や市長さんを選んで、その結果失敗することがある。しかし、そういう失敗に学んで健全な地方自治がむしろ育つかもしいないということもあり得るわけで、そういうリスクを抱えて地方自治というのは行われるものではないかという気が私もしているのですが、ほかに御意見はありませんか。かなりこの分野は意見が対立しておりますので、

御意見を伺えればと思います。

中尾委員、どうぞ。

○中尾委員 前々回、白石町長さんにお答えをいただいて、基本的には御理解いただいて、実施時期の問題は別として、この基本原則を入れるということは了解をいただいたものだと私は御返答いただいていたと考えます。

○碓井委員長 ほかにいかがでございましょうか。

水入りというような感じで、ちょっとこのテーマは少し置きまして、先に進んでからまた最後で戻ることにはあり得べしということにさせていただきます。

次は4番目の、先ほど来、議論になっております「大規模な公の施設の設置に係る住民投票制度」の項目について御意見等をお伺いしたいと存じます。

白石町長さん、どうぞ。

○白石町長（町村会） こういう拘束的な住民投票制度の対象を大規模な公の施設とするという原案に対しまして、私ども全国の町村長は現在の経済状況あるいは町村の財政状況等を踏まえて、大規模施設の整備には極めて慎重であります。こういった時期に大規模な公の施設を住民投票の対象にする必要があるのかどうか大変疑問である。

また、この原案では代表民主制を基本とする地方自治制度に、住民の意思を反映させるための補完的な制度導入を理由の1つに挙げておりますけれども、議会及び執行機関は住民に対してさまざまな情報提供をしておりますし、あるいは意見集約を含めて十分住民の負託に込んでいると考えております。

そういう意味で、今回のこの案は、住民投票を実施する場合の在り方や要件等について更に煮詰めるべき論点があると思いますので、文字どおり引き続き検討をしていただきたいと思います。

○碓井委員長 ほかにありますか。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 2点あります。1つは文章の理屈の問題なのですが、6～7ページにかけての「住民投票の対象については、原案の大規模な公の施設の設置以外にも市町村の廃置分合や対立案件を対象とすることも考えられる」ということなのですが、まず、Aを対象にするかどうかと考えているときに、Aとは関係のないBやCも対象にするかという論点があるので、Aについても今回どうするかはもう少し考えようというのは第一義的に理屈になっていないと思うのです。

Aを導入した後でBもCもあるね、では追加で考えようという理屈ならばわかりますけれども、BやCもあるからAについても導入するかどうかもう少し考えようというのは理屈になっていないと思うので、ここは原案の書き方を考えていただけないかと思います。

第2点目は、先ほどおっしゃった、今必要かということですが、これは条例で決めます。先ほど論点になっている直接請求なら法律改正して実施時期がくれば直接請求制度が動き出しますね。しかし、これは今導入しても必要あるかどうか、もう一度市町村のレベルで、

地方公共団体のレベルで考えるわけです。例えば白石町長の町が必要ないと思うならば導入しなければいいだけの話ですので、ことさら今市町村が導入する必要を感じていないからその制度は要らないだろうというようなことではないだろうと。私はもう少し制度化を図る方向の書き方があっていいのではないかと、それで市町村がどうするか決めてもらえればいいのではないかと思います。

○碓井委員長 林知更委員、どうぞ。

○林（知）委員 関連しまして7ページの2段落目、多分余り積極的でないことの2つ目の理由について疑問を若干感じまして意見を申し上げたいのですけれども、住民投票に至るプロセスについては原案のように長と議会が承認したものを住民投票にかけるという仕組みでは、長や議会の側に住民投票を導入しようとする動機が働かないのではないかと、そういう指摘がなされていて、そういう場合もあるかもしれない。

ただ、そもそもこういう住民投票なり国民投票なりがどういう場合に何のために行われるのかといった場合に、これは確かに長と議会が対立した場合にこの対立を解消するために第三者である住民に決定してもらおうという場合もあるだろうと思うのですけれども、それだけではない。むしろ今の憲法体制というのを考えた場合に、日本国憲法が国民投票を予定しているのは、基本的にどこにあるかということ、憲法改正が一番大きな例で、要するに議会政府といったような政治部門といいますか、国家の機関の側が意思を固めた上で提案するという形で行われるというのが基本でして、そもそも恐らく民主主義についての考え方ということになると思うのですけれども、確かに議会と政府といったような国家機関の間の対立を解消するために国民の意思なり住民の意思が必要とされるという場合もあるのでしょうか、そうではなくて、そもそも執行機関や議決機関といったものだけが住民の意思と乖離した形で物事を進めてしまうと困る。だから、大事なことは住民にちゃんと意思を確かめるという手続を置いた方がいいのではないかと、という考え方というのはもう一つの大事な柱としてある。

憲法体制としては憲法改正に見られるように、そういう考え方がむしろ基本ではないかと思われるというわけです。ですので、この指摘というのは先ほどの太田先生の指摘にも重なるかと思うのですけれども、もしも長や議会の側に住民投票を導入しようとする動機が働かないと考えるのであれば、むしろ法律で強制的に全部導入しまうということも考えてもいい。そちらの方向に進む議論ではないか。ですので、任意的な形で住民投票を導入できるようにしようとするのをこの議論でつぶしてしまっているのかという疑問は感じたということです。

○碓井委員長 物事の考え方の御意見でございました。ほかにいかがでしょうか。

斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 2点申し上げます。

1点は方向性というか、この段階ではもはや要望になってしまうと思うのですけれども、原案、それから原案に至るプロセスの考え方は住民投票には、一般的にいろいろなも

のがあっているような課題がある。ただ、その中で大規模な施設については試行としてやってみる。それとしてやるのはよいのではないかということをつくっていた。そして、その結果を見た上で、なお一般的なものとして広げていくか。先ほど太田さんもおっしゃいましたけれども、廃置分合とかそのほかのものについても議論すればいい。その試みとしてという中には、別にこれで公の施設についての条例が出て実際に住民投票がなされるという実行だけではなくて、こういう制度を入れることによって議会運営なり行政の運営がもっと住民の方に向き合って緊張感を持ってやっていく、そのきっかけになるのではないかとということで試行的に入れたらどうかということでは始まっているのです。

ですので、今回のこの文意ですと、一般的に対象ももっと広げた上で、全部問題を解決した上でなければ入れられませんよという趣旨でもって受け止められるとすればよくないのではないかと。ですから、できるものから検討して実施するという今後の方向性についてお考えいただきたい、これは今後の検討に関する要望にすぎません。

もう一点は、これは文章を少し変えていただいた方がいいのではないかと考えています。7ページの最初の「また」以下の拘束力の問題です。これは確かに第2回の専門小委員会で私が、一度これが住民投票で否決された場合に、ではもう一度出してきたらどうなるのかと、それも詰めなければいけませんねということは申しました。それと同時に、だからといって導入に反対するというわけではありませんと念を押しておいたのです。これは前後に並んでいることと比べれば、技術的な細目の問題ですから、これによって今回実施はやめるという理由としては弱いと思います。

ですから、もしこれを残すのであれば、前後も多少変えるのかもしれませんが、「また」ということで主要なものの2番目に出てくるのではなくて、例えばその後の「このようなこと」の前辺りで、「また」ではなくて「なお」というぐらいで入れていただいた方がいいのではないかと考えます。

以上です。

○碓井委員長 斎藤委員の御指摘と趣旨と違うような入れ込み方になっているという御指摘でございました。ほかにいかがでございましょう。

石井委員、どうぞ。

○石井委員（知事会） 文章が気になるのは、6ページの下から2つ目のパラグラフになるのですが、やはり私どもから見ておまして、公の施設の設置というものを対象にすることについては、種々議論をこれからもしていかなないと我々としては理解しがたいところがあるということでございます。

前回申し上げましたとおり、今の時期に大変地方財政は厳しいのですが、公の施設の設置が大きな問題になるということは、非常にケースとしては例外的になってきているという事実もございます。

公の施設を設置するとしても、どれだけの規模にするか。大きい規模、あるいは規模が小さければ賛成だと、いろいろ意見もあるでしょうし、施設を設置する場所、どこの市町

村に設置したらどうなんだというような地域性が非常に論点になってくるということもあつたり、いろいろケースによってこの問題は住民投票にしていくのにふさわしいかどうかという根本的な問題があるかと思っておりますので、余り今のパラグラフのように、配慮し、工夫された案になっているという高い評価は、私どもからすると全く当たらないと思っております。

むしろ白石町長さんがおられて恐縮なのですが、前回申し上げたとおり、本来は実施例も多々今まであります、いわゆる廃置分合の例というものが最もなじみやすいのではないかという考え方は変わっておりません。

なお、是非今後議論を深めるという場合には、最低投票率をどうするのかとか、選択肢、すなわち賛成、条件付き賛成、反対、この選択肢をいかに設定していくとか、特別多数決というものをどういう場合には採用するのかといったようなさまざまな住民投票制度には論点があるということでありまして、こういう本質的な住民投票の在り方についての議論を深める必要があるということをして是非付記していただきたいと思っております。

最後の引き続き検討すべきというところでまとめていただきましたことにつきましては、妥当であると思っております。

○碓井委員長 ただいまの石井委員の御発言によると、住民投票制度の1番バッテリーがどうも適切なバッテリーではないという御趣旨のようです。

ほかに御意見をどうぞ。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 今の石井委員のお話も理解できるところもありますし、他方で、最初に太田委員がおっしゃったように、より積極的に制度化すべきということも理解できます。私としては、やはりこの制度の趣旨をどういうふうに理解するかというときに、1つは後年度にかなりの財政負担をかけるような公の施設を設置する。それについて首長さんなり議会なりで設置したいという意思を固めたけれども、しかし、将来の自治体財政の在り方を考えたときに、現時点でそうした施設を設置することが本当に望ましいかどうかということを変更して住民に問うてみたいという場合にこの制度を活用できるという仕組みだと考えておりますので、むしろ首長さんや議会にとってのある意味では心強い制度ではないかと個人的には考えております。

ただ、今、石井委員がおっしゃったように、さまざまな技術的な論点がございまして、やはり早急に制度化ということまで現時点で判断するというのは私個人的には少し慎重に考えるべきではないかと思っておりますので、結論としては原案の文章で特に異論はあるというわけではございません。

以上です。

○碓井委員長 皆様の御意見を伺っておりますと、太田委員などは別かもしれませんが、あとの委員の方は最後の引き続き検討すべきであるという点については御賛成をいただいているのですが、それに至るプロセスは皆さん違うようで、これは最終案をまとめるのに

苦勞しそうです。

小林委員、どうぞ。

○小林委員 結局、代表民主制との絡みやいろんな問題があつて、拘束的住民投票制度というのは前々から地制調で議論があつたのですね。ただ、前回の報告書でも、対象の在り方とか要件等についていろいろ問題点があるので今後引き続き検討しましょうみたいな感じだつたと思うのですけれども、それからいくと今回も余り進展していないなという印象を受けるのです。そもそももともとの提案自体がなぜ大規模な公の施設に最初から限定されておつたのかとか、途中で廃置分合などが出てきて、一番の優先順位が今の段階でいくと公の施設なのですけれども、代表民主制の補完の手段としてはこれに限定する必要もないような気もするし、その辺のターゲットの絞り方からして、混乱しておつたような印象を受けていますが、今となってみるとこれ以外の書き方はないのかなという感じがしまして、大変残念な感じがしています。

○碓井委員長 ほかに御意見どうでしょうか。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 廃置分合が優先でないかという御意見について一言申し上げます。

日本の国土は地方公共団体に全部分割されておまして、地方公共団体のない土地というのはございません。これが憲法上の要請かどうかわからないのですが、現実としてないのです。ということは、地方自治をやめるという選択肢はないのです。日本国土のどこかに住んだら最後、そこの市町村と都道府県の地方自治に嫌でも参加しなさいという仕組みでもあるわけです。無理やり地方公共団体のメンバーにされてしまうという仕組みになっているわけです。

ですから、イの一番に廃置分合が最初だろうと西尾会長がおっしゃつたとき、それはアメリカのように地方自治をやるかどうか決めようぜ、まずそこからやろうぜという国ならばそれは最初なのですが、日本は幸か不幸か、もう既に地方公共団体はあるのです。嫌だと言つても、住んだら最後、そこに出ないといけないのです。そういうところで廃置分合が原理的に最初であるというのは、日本の国制、憲法と同じ意味での国制に合わないと思います。

そうすると、今ある地方公共団体の中で、日々住民が大きな影響を持って、住民を動員して決定する必要のある事項はなんであろうか、かつ一番練習しやすいものはなんであろうかと思つたときに、それは機関を担う長・議会の選出に加えて、あとは後代への影響が比較的大きいであろうと思われる公の施設というのが次に出てくるというのはむしろ自然であろうと思います。

廃置分合が最初だというのは、観念的にそうでも日本の政治体制の下ではそれはあり得ない話なのです。やめる自由がないときにそれが最初だということはあり得ない話だと思います。

○碓井委員長 これは当然異論もありそうですね。

白石町長、どうぞ。

○白石町長（町村会） いわゆる平成の合併で、地域によっては住民投票で随分決めたところがある。ですから、最近、私どもの周辺で見ると市町村合併のときに住民投票はあったが、ほかにこういう施設のことでは住民投票というのは余りない。趣旨としての気持ちはわかりますが、例えば公の施設はなんだというのはそれぞれ違うわけです。特に大規模となりますと、小さい村で大規模は何だとかになる。ですから、そういう意味では少なくとも執行側が提案し、議会が認めたものについて改めてまた住民の意思を問う必要があるのかということもありますし、ものによって、例えば庁舎などを建てる場合、これは執行側も建てたい、議会側も建てようというときに住民投票をしたら、そんなぜいたくな庁舎は要らないではないかということはあるわけです。

今、住民からそういう地域の公の施設に対して非常に不平不満があるというのであれば、それは検討すべきだと思うが、私どもの周辺ではそんなにもものが建ったときに、建てたことに対しての批判はない。建てる前に議論はします。議会でも相当議論するのです。庁舎を大きくする必要があるかどうか十分議論した上で決定し、あるいは先延ばしになっているところもあるのです。

ですから、十分住民の意見は議会の中で反映されていると思いますので、急いでこれやる必要はない。だから、引き続いて検討していただきたい。

○碓井委員長 中尾委員、どうぞ。

○中尾委員 過去に公の施設で大規模なもので、行政は今に至ってもそのツケを払っているようなものが日本じゅうたくさんあるわけですから、自治を担う市民にやはりそういうところに参加をしていただくきっかけとしてこのようなものを導入してそこから始めるという取組みについては、この趣旨に私は賛成します。現場にいる人間としてやはりそういうものがあってしかるべきだと思います。

○碓井委員長 ほかにこの項目。

大貫委員、どうぞ。

○大貫委員 私も中尾委員がおっしゃったように、そういった後年度の負担ということを考えますと、それは住民投票が必要なのかなと考えています。これはもう本当に後世の人の負担というのを考えていかなければならないときだと思いますので、この表現で、そして引き続き検討ということによろしいかなと思います。

○碓井委員長 そうするといかがでしょう。私の独断でお諮りする自信はないのですが、中抜きだけ結論だけ太田委員を除いてはほぼ一致という状況でどういうふうに案をまとめるかというときに、やはり別に複数の意見を列記するという形をとるわけではないのですが、いろいろな筋道があるということは案として示すのがこの小委員会としての誠実な対応ではないかという気がするのです。

無理して作文することが不可能とは言い切ませんが、それはかえって憂いを残すような気がいたしますので、これは西尾会長、畔柳副会長とも十分御相談して成案を得た

と思うのですが、そういうまとめ方に持っていくということでいかがでしょうか。余りどうでもいいようにわからないようにまとめてしまうというのは似つかわしくない。今の充実した議論を考えますといかがでしょうか。

何も結論を得ないですが、そういう方向でまとめるということでこの箇所は御了承いただけますでしょうか。太田委員、だめですか。

○太田委員 とんでもない。勿論。

○碓井委員長 もう太田委員がうんと言ってくだされば。ありがとうございます。

それでは、次に「5 一部事務組合等」の箇所に移らせていただきます。御意見等ありましたらお願いします。

どうぞ。

○高橋委員（町村議） 平成の大合併で一番影響を受けているのが町村だと思います。一部事務組合等からの脱退の手続の簡素化や組合の見直しについてであります。平成の大合併の一部事務組合の実態や問題を今一度明らかにした上で結論を出しても遅くないと思います。

と申しますのも、合併によって構成団体が減少したことにより、合併しなかった団体にとって、合併前と同じことをしているにもかかわらず負担ばかり増えたり、そのため脱退しようとする多額の清算金を要求されたりと抜き足ならない事態に陥っています。補完的な役割を負うべき都道府県が間に入ってくれるわけでもなく、しまいには当該団体の負担になるという悲しい結果が待っております。

広域行政については、都道府県と大都市の関係も整理し、住民の目から遠くチェックしにくい一部事務組合制度について、このままの制度でよいのかを十分検証する必要があるのではないのでしょうか。

特に私の近隣では、8町村で組合をやっていたのですけれども、6町村が合併したため均等割りが今まで8分の1だったのが、3分の1。例えば100万円にしますと12万5,000円で済んだのが、3分の1になると33万円の負担割合になります。

うちの村でも合併の後遺症で一気に広域負担金が8,000万円増えました。足抜きしたくも、では抜けるのならば60億円出してくださいということです。できないのであれば合併しなさいという。市に合併しろということでもあります。県とか県会議員、国会議員の先生方は全然相談に乗ってくれません。これは広域組合の中の問題だから、組合でやりなさいということです。どうかこうした点も皆さんに御理解いただきますようお願いいたします。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。ほかに。

白石町長さん、どうぞ。

○白石町長（町村会） 私も議長会と同じ立場でございまして、確かに今回、合併を契機にして、もう既に一部事務組合を離脱したところもあるのです。例えば私の県なども退職手当組合は町村で一緒にやっているが、大きな市に合併しますとそこの市に独自のものがあるものですから、当然脱退してしまう。そうすると、基金を積み立てていって退職金を

払うわけですから、もうとにかく借金、赤字のところと黒字のところと差がついてしまうのです。そういう面で今これは継続していますので難儀をしていますけれども、実際にこういう意見案を見ますと、ほかの構成団体の議会の議決を経て行うのではなくて、予告を行うことで脱退ができるとしていますと、その脱退をする団体の規模とか団体数によって、現実に残った一部事務組合は維持できないという状況が出てくるわけです。

各組合というのは長期的な予想に基づいてシミュレーションを行い負担金を算定し安定的な運営に結び付けているわけですから、それに対する影響が非常に懸念される。そういう意味で、法律案にする場合は、脱退によって残される団体の立場といったものを十分考慮した内容にさせていただきたいと思います。

また、今でも複雑になっている地方自治法について地方の自由度を高めてできるだけ現場の知恵に委ねるといった観点から、今の法の規制の見直しこそが私どもとしては優先されるのではないかなということをつけ加えておきたい。

○碓井委員長 ほかに御意見ございますか。大変脱退のもたらす衝撃といいますか、その影響というのは大きいと思います。ここには予告期間が特に強調されているわけですが、あるいは財産処分等々掲げられているのですが、全体を見渡した慎重な扱いが多分必要になるのではないかと。

ほかに御意見ございませんか。

それでは、この項目については基本的にこれで合意が形成されたと理解させていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○碓井委員長 ありがとうございます。

それでは、まだ時間が少々残っておりますので、もう一度戻る前に全体の構成について、こういった体裁等で小委員会の案をまとめていくということについて御意見を伺いたいと思います。

先ほど1か所意見が、理由がいろいろ分かれている箇所はそれなりに注意して書くということを私は御提案して御了解いただいたわけですが、全体の構成あるいはスタンスです。中身というよりは構成の仕方について御意見等ございませんでしょうか。

これはこの地制調の過去の小委員会のスタイル等も勿論あるでしょうから、それを基本的には踏襲するのでよろしいのだと思いますが、いかがでしょうか。

関谷委員、どうぞ。

○関谷委員（市議会） 今、お話があったように全体的なお話で、今日、この地方自治改正案に関する意見書は5項目について議論したわけですが、残りの本日の5項目以外の臨時会の招集権を含む6項目については、原案のとおり答申に明記されるものとして確認したいのですが、そういうような考え方でよろしいですか。

○碓井委員長 内容ですね。それは先ほど来、項目ごとに申し上げてきたとおり。

○関谷委員（市議会） この5項目以外にです。

○碓井委員長 ほかの項目ですか。

○関谷委員（市議会） はい。それについては原案どおり明記されるということですか。

○碓井委員長 その点は私が答えるよりは皆様の御意見あるいは事務局。

行政課長さん、お願いします。

○山崎行政課長 今回の意見のまとめ方は、地方自治法の改正案というものは総務省が示した考え方がありましたと、その中で六団体の方から、特に議論の対象になった部分について意見としておりますので、あとの部分につきましては基本的に御了承いただいているということで原案に載せていきたいと思っております。要は意見の体裁はもうこれでいきたいと思っております、触れていないところは総務省のお示しいたしました原案どおりに改正案の作成を進めてまいると考えてございます。

○関谷委員（市議会） 了解しました。

○碓井委員長 ほかにいかがでございませうか。

石井委員、どうぞ。

○石井委員（知事会） 国と地方の協議の場に関して事務当局の方に御質問させていただきたいと思いますが、地制調ということで議論して地方自治法の改正案をまとめていくということ、これはこれとして私も参加させていただいておりますが、一方、国と地方の協議の場に関する法律がございまして、その中では、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項のうち重要な事項と法律で規定されておまして、まさに今回議論しております地方自治法の改正はこれに該当するのではないかと私は理解しております。したがって、いずれかの機会でも国と地方の協議の場で今回の議論しております内容につきまして議論されるのかどうかにつきまして、されるべきだと私は考えておりますから、確認をさせていただきたいと思っております。

○碓井委員長 久元局長、お願いします。

○久元自治行政局長 仮にこの意見を小委員会から出していただいて、それがそのまま地方制度調査会の総会でも了承されて、文言の修正等がこれからあるかもしれませんが、正式の意見になりましたら、それを尊重する形で私どもは地方自治法の改正案を用意させていただく。そして地方自治法の規定に基づきまして、地方六団体に対して情報提供をさせていただくということになります。

その前提といたしましては、地方自治法の改正ですから、今、石井知事さんからお話がありましたように、これは国・地方協議の対象の中に含まれるわけですが、ただ、国・地方協議の場の対象になるものは非常に多岐にわたると思っておりますので、それを具体的にどういった対象にするのかどうか、あるいはするとしてもどういう形であるのかといったようなことは、また事前にいろいろと相談をさせていただきながら進めていくことになろうかと思っております。

○碓井委員長 石井委員、どうぞ。

○石井委員（知事会） 私としては是非国と地方の協議の場において、議題として明示し

た上で議論していただくことを強く要望させていただきます。

○碓井委員長 今のことは御意見として伺いますが、この小委員会の管轄事項ではないという、別に否定する趣旨ではないのですが、ほかに全体の構成の仕方あるいは総会に出すときの方法などについて御意見ございますか。

それでは、もう一遍積み残した案件をこれから再度チャレンジして。

畔柳副会長、どうぞ。

○畔柳副会長 先ほどの5ページのところ、相当議論になったところだと思いますが、言い回しの問題かもしれませんけれども、最後の「以上を踏まえ、対象とする」と併記して書いて、実施時期もその並列で書かれて載っているのです。上のパラグラフを読むと、実施時期を気をつけろと十分に書いてあるのです。したがって、書き方としては、その前のパラグラフのところ一旦切って、地方税の内容とか署名数の要件の在り方等を十分検討を加えて制度化すべきだといったところで締めて、更にその上で実施時期については十分改めて検討する必要があるというように、実施時期の問題はまた別枠で非常に重要なだという書き方をすべきではないかと。言い回しですけれども、そういうふうに思います。

○碓井委員長 御趣旨はよくわかりました。ほかにこの3の(2)についての御意見をどうぞ。

石井委員、どうぞ。

○石井委員(知事会) 今の畔柳副会長さんのお話に基本的に同意をさせていただきたいと思いますが、やはり実施時期が、先ほどの御説明でも次の通常国会というようなことにもしものなるのであれば、これからですからわかりませんが、そういうことを含むような趣旨であれば、私たちとすれば、とても今の状況はそういう状況ではないと思ひまして、できれば改革の実施状況等を十分踏まえてとなっているのですが、先ほど申し上げたとおり、今の地方税財源といったものも含む改革の実施状況というようなことではっきり地方税財源の問題が今非常に大きな課題ですということも明示していただくということで、それが実施時期の検討の1つの大きなファクターであるということも明示していただきたいと思ひます。

○碓井委員長 今、最後におっしゃられました地方税財源の充実等についての御趣旨はよくわかりましたが、実施時期ということは、先ほども確認させていただいたことなのですが、次期通常国会云々というのは、削除の法案を出したいということであって、実施時期をいつにするかというのは中身の問題ですから、また別次元。共通認識を持っていただきたいのです。

○石井委員(知事会) ただ、そのような法案が果たして法制局を通るのかどうか、私も法制局出身者として非常に疑義がありまして、何年以内で政令を定めるというのがあるのですが、私が申し上げたような不透明な状況を克服した時期に実施ということは附則では書けないと思うので、ちょっと御指摘させていただきたいと思ひます。

○碓井委員長 私が余り話すといけませんね。今の点について委員の皆様あるいは行政課

長さんから御発言がありましたらお願いします。

行政課長さん、どうぞ。

○山崎行政課長 私どもが考えましたのは、改正時期は通常国会、施行時期は十分な期間を取るというふうなことを考えておりましたので、今、御指摘がありましたような最長の期間で政令で定めるときとか、いろんなやり方はあるのだらうと思いますが、そのところについて今石井知事が御指摘になりましたようなことが全部できたら施行すると法律に書くのは確かに難しいのだらうと思います。

○碓井委員長 どうぞ。

○石井委員（知事会） それだったら、より具体的に地方税の内容とか要件といったことも具体的にここで明記されないと、非常に議論としてはまとまらないのではないと危惧の念を持ちます。

○碓井委員長 ほかに御意見等ございますか。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 先ほど石井委員がおっしゃった、どういうものを税目として念頭に置くかとか、そういうプリンスプルを若干書き込む、それによって制度化の方向を出して、実施時期は更に慎重に考えて、できた制度をいつ動かすかは慎重に考えるというような書き方であれば比較的まとまるかとは思いますが。

○碓井委員長 太田委員からかなり具体的な御意見がありましたが、いかがでしょうか。

私から言うのは適切でないかもしれませんが、多分この小委員会の今までの議論がいきますと、個人住民税の均等割りというのが代表格になり得るといって御議論はあったのですが、そのときに今回の復興財源確保のための地方税制のそれとダブリ合わせたときにそれがどういう効果をもたらすかとか、そういう懸念もあってこの実施時期というところをこういうふうにせざるを得ない事情もあるわけですね。しかし、そういった事情をすべて書ききれぬかどうかともわからないのですが、更に御意見がありましたら、いかがでしょうか。

そうしますと、太田委員から具体的提案がありました、一部の税目に限定したりという箇所では特に税目など明示してはいないのですが、こういう表現を維持するのか、もう少し明示すべきかというような点について、江藤委員、どうぞ。

○江藤委員 そういう議論があったということは私も承知しているのですが、実際、条文上どうなのですか。括弧で書くわけですか。50分の1をこれだけ例外で認めていくような書き方をしていくのでしょうか。

従来の括弧書きというのが住民自治からするとかなり問題だから今回議論されるようになった。今後自治を考えているときに、受益と負担を含めてそこにも住民が関われるのだというところのメッセージを多分地制調では送ろうとしていたときに、またまた括弧書きかという、あるいは政令で定める等々の議論を地制調がやるのかどうなのか、私は異論があります。

○碓井委員長 御趣旨はよくわかりました。ほかにいかがでございましょうか。

それでは、とりわけ、この3の(2)と先ほどの4、ここら辺りが皆様の必ずしも合意をいただけなかった箇所なのでございますが、ほぼ皆様から御意見を出していただきましたので、これから今日のまとめに入らせていただきたいと思います。

まず今日、合意をほぼ形成できた部分については、今日いただきました御意見も踏まえて修文をしていきたいと思っております。分かれた部分についてでございますが、ここの箇所についてはかなり困難な作業ではありますけれども、先ほども申しましたように、西尾会長、畔柳副会長とも御相談させていただきまして案としてまとめていきたいと思っております。

それが成功するかどうか全く自信はないのでありますが、そのような作業を経まして、来月に開催を予定しております総会に諮らせていただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○碓井委員長 それでは、この修正については会長、副会長とも御相談させていただきますが、私に御一任いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○碓井委員長 ありがとうございます。

それでは、次回、この小委員会の開催は、現時点では未定でございますが、開催に際しましては改めて事務局より御連絡させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の専門小委員会を閉会といたします。熱心な御審議をありがとうございました。